



県内全市で実施している

2026年度版

# 市民交通災害共済

年会費(1人)

**500円**

年度途中の加入でも500円です。

## 万一の交通事故に備え、 家族で加入しましょう。

2024(令和6年度)は交通事故による被災者286名の方に  
共済見舞金をお支払いしております



### 申込書記入例

世帯主欄に氏名を記入した場合でもこちらに記入が必要です。

アパート名、部屋番号も記入

福島県市民交通災害共済組合申込書兼会員証(領収書)			会員番号 郡山 No.
現住所	郡山市朝日〇丁目〇番〇号 △△マンション〇〇号		フリガナ コオリヤマ タロウ
	電話(000) 0000		世帯主氏名 郡山太郎
会員氏名	世帯主との 続柄	弔慰金受取人氏名 (必ず記入ください)	
1 郡山太郎	本人(世帯主)	郡山花子	○3枚綴りのまま提出し、領収印は押さないでください。
2 郡山花子	妻	郡山太郎	○世帯が別でも同じ住所であれば代表者(世帯主)を1名記入して同じ申込書に記入できます。
3 郡山一郎	長男	郡山太郎	○世帯主が加入する場合、会員氏名欄にも氏名を記入してください。
4 安全良子	長女	安全守	○会員氏名・弔慰金受取人氏名はすべてフルネームで記入してください。 (弔慰金の受取人は同一世帯以外の方でも大丈夫です。)
5 安全守	長女の夫	安全良子	
6 安全恵	長女の子	安全守	
7			
8			
合計	6人	(一人500円)	3,000円
	領 収 印	押印しないで ください	

自転車の  
交通事故も対象に  
なります。



お申し込み

郡山市役所 セーフコミュニティ課(西庁舎3階) ☎024-924-2151  
又は 各行政センター・市民サービスセンターへ

### 共済期間

2026年4月1日から  
2027年3月31日まで

※年度途中で加入された方は、加入した日の翌日から2027年3月31日までです。  
※なお、加入後、共済期間の開始前に市外に転出した場合は届け出してください。

### 加入資格

郡山市の住民基本台帳に  
記載されている方

※年齢の制限はありません。  
※年度の途中で転出した場合でも年度末まで有効です。

### 支給対象

共済期間内に国内において  
発生した **交通事故** により  
会員が死亡、または入院・  
通院した場合

※自転車を押して歩いて転んだ等、歩行中の単独でのケガは交通事故にはなりません。

### 見舞金の請求期間

見舞金の請求期間は**事故発生日から2年以内**で、  
治療期間の算定基準は、**事故発生日から1年以内**です。



※会員の故意もしくは重大な過失(酒気帯び、無免許、速度違反等)による交通事故又は天災その他の災害による事故の場合は、見舞金・弔慰金の給付を受けることはできません。

事故  
発  
生  
日

見舞金支給の算定基礎となる治療期間(1年以内)

請求期間

1年

2年

(2年以内)

# 万一交通事故にあわれたら

次の書類等をそろえて請求窓口(郡山市役所セーフコミュニティ課  
又は各行政センター(富田・市民サービスセンターを除く。))へお越しください。  
※郵送での請求は受付しておりません。

必ず  
警察署等に  
届けましょう。



## 交通事故証明書

※コピーでも可

事故にあわれた方の氏名が記載されているもの。

自動車安全運転センター福島県事務所

(福島市町庭坂字大原1-1 ☎ 024-591-4111)で発行します。

警察署への届出が必要です。

## 医師の診断書

※コピーでも可



交通事故により入院・通院した実日数が記載されているもの。見込み診断書、領収書では請求できません。

- 診断書の用紙は請求窓口にあります。市ウェブサイトからもダウンロードできます。(市民交通災害共済組合専用の診断書様式を使用した場合は原本の提出が必要)
- 病院の様式の診断書でも大丈夫です。
- 死亡の場合は、死亡診断書又は死体検案書が必要です。

## 共済見舞金等

- 共済期間内1人1回のみの請求となります。ただし、共済期間内に再度事故にあった場合、災害の程度が上位の等級になる場合はその差額をお支払します。
- 入院・通院が3日以内の場合は見舞金の請求はできません。
- 入院通院日数は、治療にかかった期間ではなく、入通院した実日数です。

等級	災害の程度	金額
1	死亡した場合	100万円
2	入院通院日数 270日 以上	30万円
3	入院通院日数 200日 以上	20万円
4	入院通院日数 150日 以上	15万円
5	入院通院日数 120日 以上	10万円
6	入院通院日数 90日 以上	8万円
7	入院通院日数 60日 以上	6万円
8	入院通院日数 30日 以上	5万円
9	入院通院日数 8日 以上	3万円
10	入院通院日数 4日 以上	2万円
重度障害 見舞金	自動車損害賠償保障法施行令別表第一・第二の第1級又は第2級の障害	30万円
葬祭費	弔慰金受取人がいない場合、葬祭執行者に対して支給	25万円

## 交通事故にあつたらすぐに警察署に届けましょう

### お問い合わせ

郡山市役所セーフコミュニティ課  
☎ 024-924-2151  
又は各行政センターへ  
(請求は富田・市民サービスセンターを除きます)

## 預金通帳又は振込先口座がわかるもののコピー

事故にあわれた方本人名義の口座へ振り込みます。本人以外の口座に振り込む場合は、本人自筆の委任状が必要です。

- 委任状の用紙は請求窓口にあります。市ウェブサイトからもダウンロードできます。
- 未成年の場合は親権者の口座へ振り込みます。親権者が共済に加入していない場合や、未成年者と同居していない場合は、住民票等親子関係が分かる書類が必要です。



## 会員証

会員証兼領収書は大切に保管してください。

## 印鑑



請求者の認印(朱肉用)をお持ちください。

## 交通事故証明書が取れない場合の特例

「診断書」「振込先口座番号」「会員証」「印鑑」のほかに、交通事故証明書に変わる書類として以下の書類が必要です。

### 交通事故により救急車で事故現場から病院等に運ばれた場合

「救急搬送証明書」(消防署長又は病院長発行のもの)が得られれば、交通事故証明書と同様の扱いとします。

### 自転車事故で事故証明書がない場合

「証人(目撃者)による交通事故に関する証明書」により、交通事故証明書がなくても請求できます。この場合、見舞金は10等級(2万円)です。

### 事故証明書入手不能理由書により、保険会社から自賠責保険が支払われた場合

「自認書」及び「人身事故証明書入手不能理由書」の2点により、交通事故証明書と同様の扱いとします。

※「自認書」、「証人(目撃者)による交通事故に関する証明書」の用紙はセーフコミュニティ課又は各行政センター(富田・市民サービスセンターを除く。)にあります。市ウェブサイトからもダウンロードできます。

## こんなときは、どうなる?



Q 共済期間開始後、市外に転出した場合は  
どうなりますか?

A 会員資格は失いません。



共済に加入し共済期間開始後に市外へ転出し交通事故にあった場合でも、必要書類をそろえれば見舞金を請求できます。

Q 歩行中に転んでケガをした場合、  
どうなりますか?

A 請求できません。



交通事故とは認められません。自転車やバイクから降りて、押して歩いている際に転ぶなどして負傷した場合も、歩行中のケガとなり、請求できません。

Q バイク自損事故の場合、「目撃者証明書」でも  
請求できますか?

A 請求できません。



バイクの自損事故は「交通事故証明書」が必要です。



この印刷物は、環境にやさしい植物油インキとFSC®認証紙を使用しています。紙へリサイクル可。